

大和市告示第124号

大和市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金支給要綱を次のように定める。

令和5年6月28日

大和市長 古谷田 力

### 大和市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱（令和2年10月23日健発1023第3号厚生労働省健康局長通知「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」別紙）に基づき、市内の診療所による新型コロナウイルスワクチンの個別接種（以下「個別接種」という。）を促進するため、予算の範囲内で新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金（以下「協力金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 協力金の支給対象は、本市における個別接種に協力する市内の診療所であって、週100回以上の個別接種を令和5年5月1日から同年7月2日まで又は同月3日から同年8月31日までのそれぞれの期間中に4週間以上行ったものとする。ただし、週100回以上の個別接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日以上、次に掲げる時間又は日に当該診療所で個別接種が可能な体制を個別接種の予約受付時において用意しており、又は本市が実施する新型コロナウイルスワクチン集団接種会場等へ当該診療所に勤務する医療従事者を派遣していたものに限る。

(1) 午後6時以降

(2) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年1月3日までの日

(3) 当該診療所の標榜<sup>ぼう</sup>する診療時間以外の時間

(協力金の額の算定方法)

第3条 協力金の額は、前条本文に規定する期間内において同条ただし書に規定する要件を満たす週における接種回数に2,000円を乗じて得た額とする。

(申請)

第4条 協力金の支給を受けようとする者は、新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書に新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進協力金請求書を添えて別に定める日までに市長に申請するものとする。

(支給決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して支給の適否を決定し、支給するときは新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金支給決定通知書により通知するとともに、協力金を支給し、支給しないときは新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金不支給決定通知書により通知するものとする。

(協力金の返還等)

第6条 市長は、偽りその他不正の行為により協力金の支給を受け、又は受けようとした診療所があったときは、その協力金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した協力金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(書類の整備等)

第7条 協力金の支給を受けた診療所は、第4条の規定により提出した書類及び当該書類に係る証拠書類について、協力金の支給を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(様式)

第8条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

## 別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書	第4条
第2号様式	新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進協力金請求書	第4条
第3号様式	新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金支給決定通知書	第5条
第4号様式	新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金不支給決定通知書	第5条